

第十三回国会 運輸委員會 會議錄 第二十四号

(六五三)

昭和二十七年四月二十三日(水曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 岡村利右衛門君

理事 黒澤富次郎君 理事 浦尾 君亮君

理事 山崎 岩男君

大澤嘉平治君 岡田 五郎君

關谷 勝利君 玉置 信一君

坪内 八郎君 島山 鶴吉君

飯田 義茂君 熊本 虎三君

江崎 一治君

出席政府委員

大藏事務官(主 泉 美之松君)

運輸事務官(大臣 間嶋大治郎君)

官房長官(部長 中村 豊君)

運輸事務官(自衛隊局長 松平 直一君)

一等海上保安 監(海上保安 海軍検査部長 堀村 勝君)

委員外の出席者 専門員 堀村 勝君

専門員 堀村 勝君

四月二十三日

委員古島義英君辞任につき、その補

欠として山崎岩男君が議長の名目で

委員に選任された。

同日

山崎岩男君が理事に補欠当選した。

四月二十二日

東北海運行政機構の存続に関する請

願(安部俊吉君紹介)(第二二六八号)

甲府鉄道管理局設置に関する請願

(鈴木正文君外一名紹介)(第二二七

五号)

第一類第十二号

運輸委員會會議錄第二十四号

昭和二十七年四月二十三日

一般乗合旅客自動車運送事業新規免

許反対の請願(宮原幸三郎君紹介)

(第二二八三三号)

桐生、熊谷間鉄道敷設の請願(松井

豊吉君紹介)(第二二三二二二号)

吉野生、江川崎間鉄道敷設の請願

(高橋英吉君紹介)(第二二三三三三

号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

国際観光ホテル整備法の一部を改正

する法律案(内閣提出第一六六号)

日本国との平和條約の効力発生及び

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障條約第三條に基づく行政協定の

実施に伴う道路運送法の特例に関

する法律案(内閣提出第一七三三三

号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障條約第三條に基づく行政協定の

実施に伴う水先法の特例に関する法

律案(内閣提出第一七四四号)

○岡村委員長 これより會議を開きま

す。

日本国との平和條約の効力発生及び

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障條約第三條に基づく行政協定の

実施に伴う道路運送法の特例に関する法

律案及び日本国とアメリカ合衆国との

間の安全保障條約第三條に基づく行政協

定の実施に伴う水先法の特例に関する

法律案を一括議題とし、質疑を続けま

す。

○江崎(一)委員 まず基本的な問題か

らお伺いしたいと思います。船舶の入

港料というのがありますが、これは接

岸する場合とそれから防波堤の中に入

る場合、また港外に碇泊する場合と、

料金が違うと思いますが、現在日本で

実施しております料金はどのようなこ

となつておりますか。

○松平政府委員 今の御質問の入港料

と申しますのは、岸壁につく場合と沖

がかりの場合と料金が違うかというこ

とでございしますが、料金は違います。

料金の幾らかというところは、各港それ

ぞれ違うわけでございしますが、どこで

は幾らという明確な数字は存じており

ませんが、御必要ならば調べまして後

ほど御報告いたします。

○江崎(一)委員 その入港料は国庫收

入なんですか、地方自治体の収入なん

ですか。

○松平政府委員 もちろん港の所有者

に帰するわけでございしますから、国有

の場合は国がとりましますし、県有の

場合は県の収入となります。

○江崎(一)委員 今の入港料が全国で

はどれくらい料金になるかというこ

とについては、後ほど資料を出してい

ただきたいと思ひます。それからアメ

リカとか西諸国なんかの各港へ船が

入ります場合に、やはり入港料という

のはありますか。

○松平政府委員 ございします。

○江崎(一)委員 どの程度の入港料を

拂つておりますか。日本と比較してど

うなんでしょうか。

○松平政府委員 明確な数字は私承知

しておりません。本省の港務局の方で

調べましたらよくわかると思ひますの

で、その点もし御必要ならば後ほど

御報告いたします。

○江崎(一)委員 それも後ほど先ほど

の資料と一緒にお願いしたいと思ひ

ます。

それから入港料はやはり港務設備の

修復その他に使われると思ひますが、

日本の港は終戦後非常に荒れており

ますので、この修復費が非常に額に達

しておると思ひますが、それは修復の

ための費用のどれくらい、カバーする

くらいに当りますかどうですか。

○松平政府委員 御質問の点、非常に

重大だと思ひます。御必要ならば、

私の方の担当でないものでございま

すが、明確な答えがでないものでござ

いますけれども、港務局の年々の予

算に国庫補助として出す分、あるいは

また国営としてやる分、いろいろあ

げてございします。私の聞くところによ

れば、県有あるいは私有の港の場合、港

の大きさによつて国庫補助はそれな

率が違つておるようでございします。

○江崎(一)委員 強制水先制度という

のは戦前にあつたのでしうか。また

諸外国の例はどうですか。

○松平政府委員 日本におきましては

戦前はございしませんでした。諸外国は

ほとんど強制水先制度をとつておりま

す。

○江崎(一)委員 日本において強制水

先制度をつくらなければならなかつた

というの、どこに原因してございま

すか。立法当時の事情を御説明願ひたい

と思ひます。

○松平政府委員 もちろん問題はいろ

いろございしますが、要するに大きな原

因といひまして、戦後船も悪くなつ

たし、また船員の賃の低下、それから

占領下にあるいろいろの關係から、水

先制度を強制にいたしましたのでござ

います。従来から日本の港の中でも最

も航行が複雑であり困難なところは、強

制にすべきであるという検討は加えら

れて来ておつたのでございします。そ

うい理由で強制水先制度をしいたので

あります。

○江崎(一)委員 水先料金というのは

どれくらいとつておるのですか。いろ

いろ港によつて違うのですか。

○松平政府委員 水先料金は、戦後に

水先法を改正いたしました。これは

二十四年の法律第二十号で国会の

承認を得て出しましたので、それ

によりまして料金を定めております。

現行の水先料金は、大体その施行規

則に載つておるのですが、たとえば一

番手近な横浜を例にとりますと、千ト

ン以下吃水三メートル以下の基本料金

は千三百円となつております。これに

対しましてトン数が増すのと吃水が増

すのとで増しがつくようになつてお

ります。全国の水先区は三十幾つかあ

りますが、それ／＼少しづつ料金が違

うのは、みんな施行規則の方に定めて

あります。

○江崎(一)委員 先ほどの御説明で

は、日本では戦前は強制水先の制度が

なかつたけれども、戦後強制水先制度

ができたのは、占領下の關係であると

思ひます。

○松平政府委員 先ほどの御説明で

は、日本では戦前は強制水先の制度が

なかつたけれども、戦後強制水先制度

ができたのは、占領下の關係であると

思ひます。

○松平政府委員 先ほどの御説明で

は、日本では戦前は強制水先の制度が

なかつたけれども、戦後強制水先制度

ができたのは、占領下の關係であると

思ひます。

○松平政府委員 先ほどの御説明で

は、日本では戦前は強制水先の制度が

なかつたけれども、戦後強制水先制度

ができたのは、占領下の關係であると

思ひます。

○松平政府委員 先ほどの御説明で

は、日本では戦前は強制水先の制度が

なかつたけれども、戦後強制水先制度

ができたのは、占領下の關係であると

思ひます。

○松平政府委員 先ほどの御説明で

は、日本では戦前は強制水先の制度が

なかつたけれども、戦後強制水先制度

ができたのは、占領下の關係であると

思ひます。

○松平政府委員 先ほどの御説明で

は、日本では戦前は強制水先の制度が

なかつたけれども、戦後強制水先制度

ができたのは、占領下の關係であると

思ひます。

○松平政府委員 先ほどの御説明で

は、日本では戦前は強制水先の制度が

なかつたけれども、戦後強制水先制度

か、港灣が非常に荒れ果てておるといふようなことで必要だということであつたのですが、その後港灣も相当改良されておりました。平和が奏効すれば強制水先は必要でなくなるのではないかと思ふのですが、その点はどうかと思ふ。

○松平政府委員 保安庁としては、この強制水先制度は至るところ置くことはどうかと思ふけれども、船舶が非常に幅狭な港、あるいは潮流、風その他航海に多少困難を伴うところには置いた方がよろしいと思ふておられます。

○江崎(一)委員 強制水先の地区が横浜、横須賀、神戸、関門、佐世保というように指定されておられますが、潮流の問題とか暗礁とかいうような危険の問題については、むしろこの指定された地区よりもつと危険なところがあるか、か地区にあるのではないですか。

○松平政府委員 おもつた港には実際水先人がみなおられます。それで船舶の出入がはげしいかははげしくないかの考慮も必要であります。事実といたしましては、そういう港では船長はみな水先を招請しております。そういう港において強制を必ずしもしかなければならないかどうかという点は、十分検討を要すると思ふておられます。

○江崎(一)委員 この水先法が制定されたのは、当時のGHQの指示によつてつくられたと聞いておりますが、その点はどうか。

○松平政府委員 二十四年水先法が改正になりました。改正によりまして、明治三十三、四年ごろから水先法はすでにあつたわけでありまして。

○江崎(一)委員 私のお尋ねしたのは、強制水先の追加の件です。強制水

先が規定されたのは、当時のGHQの強い指示によつてなされたものと聞いておりますが、その間の事情はいかがでしたらうか。

○松平政府委員 もちろんGHQの要請もございましたし、先ほど申しましたような理由もありまして、従来からこの問題は検討されておつたわけでありまして、ちやうど両方意見が一致したようななかでつくりなつておりました。政府としてはGHQの關係がなかりなりました。この強制制度を廃止するとは思ふておりません。

○江崎(一)委員 今度の行政協定に規定されております強制水先の免除という点につきまして、これはかなり實際問題として問題があるんじゃないかと思ふのです。日本の港について、日本の船舶の船長、航海士などが一番よく知つておられるのです。アメリカの船舶が日本の港に入る場合にこそ水先人がぜひ必要であると思ふのです。それを免除するということは、實際問題を考へてみると、逆の結果になりはしないかというふうに考へるのです。これはどういうふうに考へるのですか。これは行政協定に規定されておられるのです。その点についてどういうふうにお考へになりますか。

○松平政府委員 今度の行政協定で免除になりますのは、特殊な船舶だけでありまして、日本へ入つて来る一般外国船舶は、日本船と同様、全部強制されるわけですね。その点は同じであります。どのくらいこういう特殊な公用船舶が参りますか、ちよつと見当はつきませぬのですが、外国はもとよりほとんど強制が普通のような状態でございます。それで船長も港へ入るときに水先を招請

することは、何と申しますか、習慣のようになつておるわけでございます。それでこういうふうな、除きましてでも實際は水先を招請すると思ひます。その場合には、当然水先料を拂つてもらわなければならぬわけですが、その点で私の方としてはあまり御心配の点はないと思つております。

○江崎(一)委員 現在の水先人の組織ですね。これがこれからどう／＼ふえて行く船舶の水先に十分だけの陣容を持つておられるか、その現在の状況はいかですか。

○松平政府委員 最近船舶がふえて参りまして、水先人を必要に応じて非常にふやしておられます。従つて現在の人数において十分まかなうだけのものは持つております。また今後船舶がふえて参る場合は、どん／＼適當にふやして行くつもりでございます。それで現在水先人の全体の人数は百三名おります。たとえば大きいところでは関門では十七名、阪神十二名、それから横浜、横須賀、東京湾の水先も入れまして、十五名おります。大きな点を見ましても、この程度で十分まかなつて行けると思つております。

○江崎(一)委員 水先人は十分であり、その設備は大体満足すべきものであるという御回答であつたのでありますけれども、船主協会の側を見ますと、実はこの水先人が足りない、水先艇が不足しておるというので、港へ来ても水先人のいないために港へ入れない、そういうために船舶が港外で待たなければならぬ、従つて船舶が長くなつて非常に迷惑をしておるというのを言つておられます。あなたの御説明とたいへん矛盾するようですが、その

点はどうやらほんとうなんですか。

○松平政府委員 水先制度は非常にうまく行つておるとは言えないかもしれせん。御説の点はとき／＼起ることでございますが、この点についてしよつちやう改善に努力をしまして、最初から比べますれば、かなり改善をされておるわけですね。船を整備いたしまして、水先人がいつでも行けるようにしたいということでもあります。たとえば非常に風が強かつたり波があつたりする場合には、今の水先艇が少し小さくて沖へ行かれないというような場合もなきにしもあらずでございます。仰せのような場合もあることはあります。この点に対してはできるだけの改善をいたして行きたいと思つておりますが、何分にも水先料金にも關係いたします問題なので、船主側の、いわゆる負担者の側の面もございまして、急に改善が行かない、十分努力をいたすつもりでございます。

○江崎(一)委員 話が元へ戻りますけれども、外国の船舶その他から強制水先を排除して港へ入港する場合に、やはりかなり危険を伴うことがあるのです。そういう場合に対してどういうふうな別途方法を考へておられますか。何か方法が、安全に航行させるための手段を何かお考へなんでしょうか、どうでしょうか。

○松平政府委員 この点は先ほど申し上げました通り、實際問題としては水先なしで入つて来ることは、おそらく予想されないのでございます。ただ強制を適用しないだけでして、現在でも事實上全部水先を招請しております。従つて御心配の点はまずあるまいと私の方は予想しておるわけでございます。

○江崎(一)委員 そんならなぜわざわざ行政協定に強制水先を免除する、つまり強制水先の免除というものを規定したのか、その点がどうもふに落ちないと思ふのですが、その点はどうか。専門的な観点からどう考へられますか。

○松平政府委員 それは私共はよくわかりませんが、御質問にお答えはできませんのでございまして。どういふことになりましたか。ちよつとその点のお答えはできません。ちよつとその点のお答えはできません。ちよつとその点のお答えはできません。

○江崎(一)委員 先ほどの御説明の中に、この強制水先の項が規定されたときには、占領下における諸關係のもとに、こういうものが制定されたんだというふうな御説明があつたのですが、その諸關係というのは一体具体的にどういうことですか。

○松平政府委員 要するに港に出入する場合、その港の状況あるいは気象、海象の状況等、いろいろ／＼なことに非常に詳しい嚮導者を乗せて、船舶の航行の安全をはかるということとしまして、けつ／＼なことです。先ほど申し上げた通り、ほとんど外国では主要国全部強制になつておるようなわけですね。別にその深い理由は考へられないのです。が、そういうような点から、日本もそういうふうにした方が安全である、こういう意向だと私は解釈しております。

○江崎(一)委員 この前も伺ひしたのですが、海上保安庁で、日本海並びに瀬戸内海の安全宣言をされたのです。が、その後機雷がほ／＼／＼あちこち見つかつて、非常に危険な状態があつたのです。こういう問題とやはり水先の問題と關係があるのではないかと思ひ

ますが、どうでしょう。

○松平政府委員 私あまり機雷が浮いてるという話を聞かないのですが、流れて来る方は、これは直接安全宣言と関係ございませんで、それの方の捜索なりあるいは処理については、非常に苦心をしてやっておりますわけでございします。最近どのくらい処理して、どのくらい流れているか、明確なところわかりませんが、それによつて損害も起つておられますし、まず大丈夫だと思つております。

○江崎(一)委員 水先法の点につきましては、このくらいにしておきます。

次に軍法関係の御質問を申し上げます。たいと申します。昨日の委員会では、軍人、軍属の私有する車両は、どれくらいあるかというところをお尋ね申し上げたときに、大体一万八千台余りだという御回答を得たのですが、これは四月十四日の調べだと言われますが、どうもこの数字は寡少に過ぎはせぬかと思ひますが、いろいろあちらこちらで聞いた数字によりますと、もつとずつと多いように思ひますが、そういう点はどうですか。正確ですか。

○中村(豊)政府委員 正式に向うからもらつた書面によるものでございしますから、正確と存じております。余談でございしますが、私も少な過ぎるような感じがございましたので、大体この倍くらいあるのではないかと、これを考へておりましたが、それは向うと話をしているうちにわかつたのですが、伝えられるような倍近い数字は、つまり車のナンバー・プレートの数字で、これは一つの車の前後に二つつけるから、ほんとうの車は伝えられるような数字の半分くらいだといふので、なる

ほどと思つたのです。これが正しい数字だと信じております。

○江崎(一)委員 われ／＼はしろととよくわからぬのですが、ナンバー・プレートを見ますと、黒地に白で書いてあるのが営業用で、白地に黒で書き加へたのがこれが自家用だ、そのほかだ、という色のナンバー・プレートで、一としてその次にナンバー、こういふのがあります。また黄線を引いたナンバー・プレートがあります。いろいろありますが、軍人、軍属の私有の自動車はどういうナンバー・プレートをつけておられますか。

○中村(豊)政府委員 今お尋ねの現在軍人、軍属の持つておる車は、ジャボツクという字が初めてあつて、それから一何々とか二何々とかなつております。これはこの法律施行後は、日本のナンバー・プレートと同じような様式を、六箇月後には使うことになるわけでありまして。

○江崎(一)委員 そうしますと一何がし二何がしというものは、あれは軍の公用のものではなくて、軍人、軍属の私用の車ですか。

○中村(豊)政府委員 さようでございします。

○江崎(一)委員 そうしますと、軍の公用の車はどういうナンバー・プレートをつけておるのですか。

○中村(豊)政府委員 ただいまのところはナンバー・プレートをつけずに、車のボディそのものに番号を書いてございします。今度の行政協定でも、第十條第二項に「公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。」といふことで、何らか判定するものをつ

けるということになつておりますが、この様式は向うにまかせられておるわけでありまして。

○江崎(一)委員 自動車による事故の数が最近かなりふえておるといふことを聞いておりますが、戦前と戦後を比べてどのくらいふえておるか、この点について年別にでも全部わかりましたらお知らせ願ひたいと思ひます。

○中村(豊)政府委員 戦前の数はただいま持ち合せておりませんが、次会にでも申し上げます。

○江崎(一)委員 資料にして……。

○中村(豊)政府委員 それで最近の状態は、これは事業用自動車の起した事故の数でございしますが、昭和二十四年において四百八十二件、二十五年度に四百六十五件、二十六年度が六百三十三件とふえております。それを原因別に申しますと、二十四年のうち、整備不良によるものが百七件、運転手の不注意によるものが百九十件、その他の原因によるものが百八十五件でございします。二十五年は、同じような原因別に並べますと、七十九件の二百三十三件、二十六年度は九十五件、二百七十八件、二百五十八件、こういう状態でございます。

○江崎(一)委員 これはもちろん軍人、軍属の私有の車を含みますが、この自動車によつて死亡したとか、それから家をぶちこわしたといつたような数字については、集計なさつておらないのですか。

○中村(豊)政府委員 所管外でございしましたから、ただいままでの数字は存じておりません。

○江崎(一)委員 所管外だから全然わからないとおっしゃいますが、これは

警視庁あたりでもしりの持つて行きどころがなく困り切つてゐるのです。こういう点について、やはり運輸行政を担当される方は、よく知つていただければいい。これはきつめて遺憾だと思ひます。さつそく調べて御報告願ひたいと思ひますが、報告してもらえますか。

○中村(豊)政府委員 十分注意すべきことと申しますが、今まではその手がかりがなかつたのでございしますが、これからは完全に把握することができるようになるわけでありまして。今までの数字につきましては、方法を盡して見まして、その数字がわかれば申し上げたいと思ひます。その点をよく研究したいと思ひます。

○江崎(一)委員 これをほんとうに調べる気になれば、これは確実にわかると思ひます。犠牲者はみんな警察に届け出ておりますから、これを集計さえすればいいのです。これは日本の国民として非常にみんな困り抜いておることと、骨身に徹しておると思ひます。ひき逃げされて、その結果死んでも二千円か三千円か何か見舞金があるだけです。家がこわされても、千円くらい見舞金があるだけです。こういうふうな状態でありましたために、日本国民はこの問題に非常に重大な関心を持つております。政府がさつぱりその数字がわからないといふことは、これは申訳ないと思ひます。どうぞ誠意をもつてひとつ調べて、当委員会に御報告願ひたいと思ひます。

それから軍人、軍属の車両が今度新たに日本のナンバー・プレートをつけ、道路運送車両法の適用を受けることになるのですが、これによつて大体

どれくらい新しい技術員を必要とするか、これに対してどれくらい経費を必要とするか、おわかりになつたらお知らせを願ひたい。

○中村(豊)政府委員 これはただいま大蔵省と折衝して予算の打合せ中でございします。その打合せが完了すれば確定するわけなので、まだ折衝中のわれ／＼の要求案でございしますが、全国で人間は三十三人でございします。予算は四千二百八十万円ばかりでございします。

○江崎(一)委員 もう一つ参考のためにお伺ひしたいと思ひますが、いわゆる一何がしというナンバー・プレートを現在つけておる軍人、軍属の私有車です。これは結局戦後はこの道路運送車両法の適用になると思ひますが、そういうナンバー・プレートをつけておる車の中にジープであるとか、いわばアメリカ軍の兵器、こういう種類のものを私有にしておる軍人、軍属があるのです。こういうものもやはり成規の車両検査をなさるのですか。

○中村(豊)政府委員 武器に類するものを私有車両にしておるのではないと思ひますが、もちろんそれは想像でございしますから、実際当つてみてそういうものがあれば、私有車両という点で全部適用内になるわけでございます。ジープなんかは古いのを拂ひ下げて、それにボディをつけてカブリをして走つてゐるのをよく見かけますが、あれなんかはもちろん入るわけでございます。

○坪内委員 この両案につきましては、安全保障條約に賛成いたしました私どももいたしましては、結論的には賛成であります。二、三お尋ねして

みたいと思ひます。

まずあの方の水先法の特例に関する法律案についてお尋ねをいたします。この行政協定の第五條の中にも「合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課せられないで日本国の港又は飛行場に出入する権利を與えらるる」というふうになつておりますが、この権利というのはいろ／＼な面において、合衆国のそれらの関係のものが優先するかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○松平政府委員 ただいまの御質問、ちよつと私の所管外でございますので、はつきりしたお答えはできないかと思ひますが、要するに開港港則でいうところの、いわゆる開港場には外国船は入れるのでありますが、そうでない港も開港場並に入れるという意味では、いやいかと思ひます。これは明確ではございません。

○坪内委員 次にお尋ねいたしますが、行政協定によりますと、飛行場は共有するところもあるように伺つておりますが、港の場合にはやはり共有という場合があるのでしょうか。

○松平政府委員 基地は別といたしまして、ないと思ひます。

○坪内委員 この法律案に基きまして、こういった関係のものは入港料または着陸料をとらないということになつておりますが、これによつてもし港あるいは飛行場を破損した場合は、日本側しその予算をもつて破損を修理するのであるのでしょうか。

○松平政府委員 お尋ねの点は、私も私の方ではわかりかねますので、港灣局関係の者にお尋ねを願ひたいのであります。

○坪内委員 これは当然起り得る問題じやないかと思ひますが、飛行場とか港を使用した場合に、いろいろな事情で破損あるいは破損されるということもありませんので、それに対する処置をどうするか、連絡でもしていただいて次の機会にでも御答弁願ひたい。

○松平政府委員 承知いたしました。

○坪内委員 合衆国の管理下に公の目的で運航されるということになりますと、これは軍関係か、それとも民間も含んだことなんでしょうか。

○松平政府委員 民間の船でも、合衆国が要請して動かしたりした場合は、この範疇に入るわけでありまして、

○坪内委員 この法律によつて燃料を與えられない貨物とかあるいは旅客などについて、日本国の法令に基いて入国せよという場合には、入港料あるいは着陸料をとるのであります。

○松平政府委員 それは入港料は当然とと思ひます。

○坪内委員 私先ほど権利の問題についてお尋ねしたのでありますが、日本の港に合衆国の船舶と日本の船舶が同時に入港した場合に、水先人なんかについてはやはり合衆国の関係のものが優先するのであります。

○松平政府委員 もしも免除をされておる船でありますも、水先を要請した場合は、普通の水先の取扱ひで参ります。従つて同時にいつても、水先は入港する相当以前に通告を受けるわけでございますから、その順序に従ひまして水先は出かけて参ります。

○坪内委員 先般私もアメリカから日本に帰りますときに、同時に水先

の要求がありまして、非常に困つた実例がありますが、そういうときに優先をどこに認めるかということになりますと、行政協定の基本的な精神は平等だということになつておるのですが、そういう場合に合衆国を優先的に取扱うのかということをお聞きしたい。

○松平政府委員 ただいまは主要港を管理されておるもので、おつしやるように、向うの公用船舶が優先されておることは事実でございます。しかし今後は向うの水先を強制ははずしませんが、もしも水先を要請する場合は、あたりまえの水先料金を拂つてもらひわけでありまして、その水先の運賃にいたしまして、全部日本でいたすわけでありまして、向うを特に優先するということにはございません。

○坪内委員 それでは、この一点お尋ねいたします。譲渡後、い／＼／＼國際情勢あるいは国内の状況がかわると思ひますが、先ほど政府委員の御説明によりますと、水先人は百三名というところでございまして、この百三名で将来とも十分運営ができるのかどうか、あるいは将来この水先はふえるのではありませんか。

○松平政府委員 今の船の動きから申し上げますと、これではよろしうと思ひます。むしろ船の方は減るのではないかとはいくらに考へておるわけではございませんから、十分人数としては間に合ひます。

○岡村委員長 両案に対する残余の質疑は、次会に譲ります。

し、質疑を続けます。玉置信一君。

○玉置(信)委員 観光ホテル整備法一部改正の中にあります第八條の改正点につきまして、泉政府委員にお伺ひいたします。先般当委員会において、運輸省の政府委員にお尋ねいたしましたところ、法人税及び所得税の課税標準に關する登録ホテル業用の固定資産の耐用年数について、大蔵省側と事務的に折衝をいたして決定したものである、かような答弁を得ておるわけでありまして、そこでこの耐用年数の点についてお伺ひしたいのでありますが、その前提としてまず御所見をお伺ひしてみたいことは、申し上げるまでもなく最近外客が日本に相当多数参つております。昭和二十六年度における乗客外客数は、御承知のように約五十六万、その推定消費額は一千五百萬ドル、これを邦貨に換算してみますと、約五十三億という膨大な金が日本に流れ込んでおるわけでありまして、かようにいたしました本年に入りまして、さらに講和発効ということから、日本交通公社を通じて、さらに約三倍の日本観光のあつせん申入れがあるというふうなことであります。日本の観光事業というものは、相当躍進的に世界に認識されておるようでございます。こうした現状に對しまして、大蔵省側といたしましては、この観光事業の将来をどういうふうに見られるか、現段階をどういうふうに見られるか、現段階をどういうふうに見られるか、現段階をどう

が国としてこの観光事業を今後どういうふうに進めたいか、かような点についてまず御所見をお伺ひしてみたいと思ひます。

○泉政府委員 お尋ねの点は、私も私の方ではわかりかねますので、港灣局関係の者にお尋ねを願ひたいのであります。

○松平政府委員 ただいまは主要港を管理されておるもので、おつしやるように、向うの公用船舶が優先されておることは事実でございます。しかし今後は向うの水先を強制ははずしませんが、もしも水先を要請する場合は、あたりまえの水先料金を拂つてもらひわけでありまして、その水先の運賃にいたしまして、全部日本でいたすわけでありまして、向うを特に優先するということにはございません。

○坪内委員 それでは、この一点お尋ねいたします。譲渡後、い／＼／＼國際情勢あるいは国内の状況がかわると思ひますが、先ほど政府委員の御説明によりますと、水先人は百三名というところでございまして、この百三名で将来とも十分運営ができるのかどうか、あるいは将来この水先はふえるのではありませんか。

○松平政府委員 今の船の動きから申し上げますと、これではよろしうと思ひます。むしろ船の方は減るのではないかとはいくらに考へておるわけではございませんから、十分人数としては間に合ひます。

も適切な御返答を申し上げかねるかと思ひますが、私どももいたしませんが、日本が外貨獲得をはかるという意味におきまして、できるだけ観光客を誘致いたしまして、それととも国際親善の促進をはかるということが必要でありますことは十分認めておるのであります。その意味におきまして外客が来やすいように、ホテル等につきましても十分な施設を講ずる、あるいは道路の修繕とか新設というふうなことも十分はからなければならぬものと考えておるのでござい

○玉置(信)委員 これは大蔵省とか運輸省とかと区別をすることなく、私は政府の施策としてお伺ひするのであります。御承知のように運輸省はさきに六千五百萬ほどの予算を計上し、本年度はその三千万の金をもつて、日本交通公社あるいは観光連盟等をして、外客誘致のために積極的な宣伝その他機関等をして、外客誘致に努められておるということ、これまた御承知の通りであります。かようにして外貨獲得の面に、またたいた御説明のごとく、日米親善の上において密着するところが多いことは、申すまでもないことではあります。かような見地からいたしまして、私どもは今回政府が提案されておるようなところの国際観光ホテル整備法の改正も、当然のことと考えまして、これに協賛を與へるべく目下審議いたしておるわけであり

ます。ところが御承知のように、ただ外客誘致と申しまして、内におきまして受入れ態勢を完全にいたさなければ、とうてい外人を迎へるということが困難であることも、これまた御承知

が困難であることも、これまた御承知

が困難であることも、これまた御承知

が困難であることも、これまた御承知

が困難であることも、これまた御承知

が、外国から来たお客さんは、日本のホテルにとまつて、ホテルの料金が非常に高いことをみんな言われておる。一方ホテル側に言わせますと、資金その他の点におきまして、どうしてもその償却費その他を勘案すると、こういふた料金にせざるを得ないという状況にある。そういうことから考えてみますと、一般ホテルは六十五年、観光ホテル四十年というのを、さらに半分に引下げるということとは不当であるといひ御意見、これも一応先ほども申しましたように常識的にはごもつともであります。しかし観光事業によつて日本の受ける利益というものは、先ほどお話し申し上げましたごとく外貨獲得の面のみならず、外客を通じまして、精神的な日米親善のほかに、経済協力の面から考えまして、多くの方に日本国内全般の実情を見ていただいて、日本を認識してもらふということは、有形、無形のきわめて大きな利益であると私は考えるのであります。かような観点の上に立ちまして、ただ単に一般ホテルと申す、そうした常識的な判断のもとに、これを今お説のように耐用年数をきめられるということは、国家的に見るとどうか。私はむしろ国の収入になる面、財政を補う面につきましては、思ひ切つた施策を立てるべきだ、かような見解からいたしまして、私はお説のようなことにとられずに、思い切つてこれを引下げる必要があると思つ

か、重たて復興見をお伺いしたいのであります。

○泉政府委員　お話でございますが、耐用年数を短かくいたしますと、それだけ短期間に償却をいたさなければならいので、その償却できるだけの



収益がなければならぬわけでございますが、その収益を得ようといいたしますれば、先ほど日本のホテルは部屋賃が高いというお話がございましたが、むしろ耐用年数を短かくすればするだけ、それだけ部屋賃が高くなれば償却できないことになるのでございまして、そういう点からいいたしましても、やはりあまり短くいたしまして、償却能力ということを考えずにやるわけには行かないのでございます。やはり償却能力とその施設の物理的な耐用年数と、この両方から考えまして、耐用年数を見て行くべきものと思っております。その意味では現在提案されております耐用年数程度で、適当ではないかというふうに考えておるのでございます。

○漏尾委員 関連して……。耐用年数に関する御説を伺つたのであります。が、政府委員の御説明に、外国と比べて、日本の六十五年という一般建物の場合といえども、決してこれは長いわけではないというお話がありました。しかしまた同じ御説明の中で、帝国ホテルの一部使用に耐えない点に言及せられました。お言葉のうちに、大震災等の特別な経緯を経た結果そうなつたのだというお話があつた。私はこの間、政府委員のお考えに矛盾している点があるように思ふのである。アメリカであるとかイギリスの場合をとつて考えてみますと、アメリカの太平洋沿岸は、多少地震地帯に臨んでおりますから、一九〇九年でしたか、サンフランシスコで、また今後も地理的に見まして、若干の地震の危険を蔵しておると思ひますけれども、これを中部アメリカ及び東部アメリカというような国

土にとりますと、ほとんど地震がない。英国におきましては火山といふものが一つもない、従つて地震は絶対にない。従つて英国の建物を、近代にくつたものを知りませんけれども、古い建物、たゞだれんがを積んだだけの建物でやつておるのであります。従つてわが国の地理的な特質といふものを考へてみて、年々歳々非常に強烈な台風が来襲いたしますが、また地震といふものも年がら年中来るところのわが国におきまして、外国のそういう事情にある建物との比較を機械的に考へになることは、ここに一つの重大な見落としがあるのではないかと私は思ふのであります。私の察しますところでは、わが国のこの鉄筋コンクリートの建物は、その耐震力といふものにつきては、おそらく非常に大きな考慮を拂つておるに違ひないと思ふ。また地盤の關係から申しましても、たとえばニューヨークのマンハッタンのごときは、非常に高層建築が揃ひしておりますけれども、これは地盤が非常に強固な岩盤の上に建つておる。ところがわが国の、特に東京都にある建築を考へてみると、下町に近いところほど地盤が非常に脆弱だと思ふ。わが国の平野といふものは大きな川の河口にあつて、大体この土砂が堆積した上に都市ができておるのでありますから、基礎工事にあたりまして、日本の建築は外国の建築よりも非常な考慮を拂ねばならぬし、費用がかかつておると思ふのです。従つてその単価等につきましても、同じような建築をするにしても、日本の方が非常に高くつておるのではないかと私は想像しておるのでございます。大蔵省はそれらの点につ

いて御研究になり、かつこの耐用年数をお出しになつたものであるかどうかをお伺ひしたい。

○泉政府委員 法人税法及びホテル整備法にきめておられます耐用年数と申しますのは、通常の状態を予想した耐用年数でございます。お話を伺つて、地震等により地盤が隆起し、あるいは沈下したような場合におきましては、この耐用年数によつておきまして、もうろん困難でありまして、そういう場合には、法人税法におきまして著しく相違した耐用年数を使わなければならぬが、それは国税庁長官の承認を受けて、そういう場合には特別の耐用年数を使い得るということになっておるのであります。すて、すてのいふやうな特別の事態を予想して、別表の年数を定めるわけには参らぬかと思ふのでございまして、やはりそういう地震等の特別の事情の場合は、特別に考へなければならぬものと考へております。

○泉政府委員 耐用年数をきめるにあたりましては、先ほど申し上げましたように気候、風土の相違、その他災害の多いというやうな事情ももちろん考慮いたしておるのでございますが、具体的にそれでは単価がどういふふうに相違するかということになります。これはお話にもございまして、たゞ、賃銀、資材費その他いろいろ條件が違つておりました、これを比較いたしましたとしても、なか／＼それだけで結論を得ることは困難でございまして、単価の比較まではいたしてございせん。お話のように日本の場合におきましては、建物をつくり出すとき、地盤が脆弱であるというやうな点から、基礎工事にものり相当の金がかかることは思ふのでございまして、しかし労働その他の点におきましては、日本の場合の方が比較的安いとか、そのほかいろいろの事情もございまして、単価の点を考へて、それで耐用年数を比較して行くわけには参らぬかと思ふのでございます。もちろんわが国の現在の物価の状況は御承知と思ひますが、必ずしも物によつては三百六十円対一ドルということでは、基

礎工事にあたりまして、日本の建築は外国の建築よりも非常な考慮を拂ねばならぬし、費用がかかつておると思ふのです。従つてその単価等につきましても、同じような建築をするにしても、日本の方が非常に高くつておるのではないかと私は想像しておるのでございます。大蔵省はそれらの点につ

いて御研究になり、かつこの耐用年数をお出しになつたものであるかどうかをお伺ひしたい。

○泉政府委員 法人税法及びホテル整備法にきめておられます耐用年数と申しますのは、通常の状態を予想した耐用年数でございます。お話を伺つて、地震等により地盤が隆起し、あるいは沈下したような場合におきましては、この耐用年数によつておきまして、もうろん困難でありまして、そういう場合には、法人税法におきまして著しく相違した耐用年数を使わなければならぬが、それは国税庁長官の承認を受けて、そういう場合には特別の耐用年数を使い得るということになっておるのであります。すて、すてのいふやうな特別の事態を予想して、別表の年数を定めるわけには参らぬかと思ふのでございまして、やはりそういう地震等の特別の事情の場合は、特別に考へなければならぬものと考へております。

○泉政府委員 耐用年数をきめるにあたりましては、先ほど申し上げましたように気候、風土の相違、その他災害の多いというやうな事情ももちろん考慮いたしておるのでございますが、具体的にそれでは単価がどういふふうに相違するかということになります。これはお話にもございまして、たゞ、賃銀、資材費その他いろいろ條件が違つておりました、これを比較いたしましたとしても、なか／＼それだけで結論を得ることは困難でございまして、単価の比較まではいたしてございせん。お話のように日本の場合におきましては、建物をつくり出すとき、地盤が脆弱であるというやうな点から、基礎工事にものり相当の金がかかることは思ふのでございまして、しかし労働その他の点におきましては、日本の場合の方が比較的安いとか、そのほかいろいろの事情もございまして、単価の点を考へて、それで耐用年数を比較して行くわけには参らぬかと思ふのでございます。もちろんわが国の現在の物価の状況は御承知と思ひますが、必ずしも物によつては三百六十円対一ドルということでは、基

礎工事にあたりまして、日本の建築は外国の建築よりも非常な考慮を拂ねばならぬし、費用がかかつておると思ふのです。従つてその単価等につきましても、同じような建築をするにしても、日本の方が非常に高くつておるのではないかと私は想像しておるのでございます。大蔵省はそれらの点につ

いて御研究になり、かつこの耐用年数をお出しになつたものであるかどうかをお伺ひしたい。

○泉政府委員 法人税法及びホテル整備法にきめておられます耐用年数と申しますのは、通常の状態を予想した耐用年数でございます。お話を伺つて、地震等により地盤が隆起し、あるいは沈下したような場合におきましては、この耐用年数によつておきまして、もうろん困難でありまして、そういう場合には、法人税法におきまして著しく相違した耐用年数を使わなければならぬが、それは国税庁長官の承認を受けて、そういう場合には特別の耐用年数を使い得るということになっておるのであります。すて、すてのいふやうな特別の事態を予想して、別表の年数を定めるわけには参らぬかと思ふのでございまして、やはりそういう地震等の特別の事情の場合は、特別に考へなければならぬものと考へております。

○泉政府委員 耐用年数をきめるにあたりましては、先ほど申し上げましたように気候、風土の相違、その他災害の多いというやうな事情ももちろん考慮いたしておるのでございますが、具体的にそれでは単価がどういふふうに相違するかということになります。これはお話にもございまして、たゞ、賃銀、資材費その他いろいろ條件が違つておりました、これを比較いたしましたとしても、なか／＼それだけで結論を得ることは困難でございまして、単価の比較まではいたしてございせん。お話のように日本の場合におきましては、建物をつくり出すとき、地盤が脆弱であるというやうな点から、基礎工事にものり相当の金がかかることは思ふのでございまして、しかし労働その他の点におきましては、日本の場合の方が比較的安いとか、そのほかいろいろの事情もございまして、単価の点を考へて、それで耐用年数を比較して行くわけには参らぬかと思ふのでございます。もちろんわが国の現在の物価の状況は御承知と思ひますが、必ずしも物によつては三百六十円対一ドルということでは、基

援助しない」といふ趣旨が、そもそもの確でないかと思う。そのために先ほどの質問を聞いておりますと、どうしても耐用年数が長いとか短かいとかいう議論になつておるのでございますが、耐用年数が長い短かいということは、たとひホテルばかりに適用されるものではない。従つてホテルに関する耐用年数の議論する場合においては、結局一應の建造物にも耐用年数というものが原則にいうところの観光客招致の補助の目的が多分に含まれて、耐用年数といふような形のものに現われて来ておる。ここに実に不明確なものであると思つてでございます。

〔黒澤委員長代理退席、蒲尾委員長代理着席〕

従つて私に率直に言わせますならば、国策のために必要な観光客誘致、その設備対策といひますならば、ことごとくに對する方法は名実ともに備わる方法をもつて積極的に援助する、たとへば金融措置についても、あるいはこれに對する補助、援助についても、明確にする方途を講じてこれをなし、少くとも耐用年数というが、ことごとく、一般のもの、これとを何か年数の争ひを明確にして行くべきではないか、かように考へておるわけでありますが、當眞に考へそのことなしにいろ／＼の質問を受けておられるところに、答弁の明瞭さを欠き、あるいは答弁に苦勞されたと私は考へておる。従つてこれに對する観光客誘致奨励のためにする根本的な方策について、將來どういふふうにして行けばよろしいかということに於いて、政府側の意見を私は尋ねて

たいと思ひのです。

○間嶋政府委員 ただいまの御質問は、外客誘致について、根本的な方策をどういうふうと考えて行くかというお尋ねのように拝聴いたすのであります。が、それでよろしゅうございますか。この問題は非常に広汎にわたるわけでございますが、まず最初に一言にして申し上げますならば、外は誘致宣伝を活発にやりますと同時に、内におきましてはこれに対する受入れ態勢を整備するということに盡きるわけでありまして、その受入れ態勢のうちで一番大きなものは、何と申しましても宿泊施設、それから交通機関、道路、これに盡きるのではないかと思ひます。特に現在問題になつておりますのは、宿泊施設が従来非常に不備であり、しかも不足であるというふうな点が大きな問題になつておる。また先ほど玉置委員からもお話がありましたような、日本における旅行経費、特に宿泊施設における経費が非常に高いというふうな点、大きな問題になつておるのであります。われ／＼といたしまして、そういうふうな点の打開に、従来もいろいろ／＼努力はいたして参りました。昨日も本委員会でも申し上げたと思ひますが、接収ホテルの解除に全力をあげております。また接収施設が返りまして、どうしても足りないものについては、ある程度新設、改良も必要でありますので、これが資金の供給にも及ばずながら努力もいたしております。また一面におきまして観光事業というものは、非常に国際的な競争裡にあるものであります。最小限度国際水準の施設も備えなければ

いけないわけでありまして、日本のホテルの実情から申しますと、戦争中及び戦後のプランクのために非常に設備が遅れておる、この近代化をはからなければならぬわけでありまして、欧州の主要観光国等におきましては、戦後三、四年の間に、ほとんどすべての施設を近代化してしまつたのであります。こういう点においては日本が非常に立ち遅れておる。また先ほどの旅行費用を軽減するというふうな点から申しますと、確かに日本のホテルは諸外国に比べて非常に高い、ある意味におきましては一番高いということも言えるのであります。これにつきましては長期低利の資金の供給でありますとか、あるいはまた経営の合理化というふうな方策もありますが、一面におきまして税の圧迫が非常に大きいということも、これは確かに言えることとであります。結局われ／＼が考えておりますのは、こういうふうな各方面の方策を、もちろん今お話の通り、一般のホテル、旅館あるいはその他普通の施設等との組み合わせをよく考へて、施設をしなければならぬわけでありまして、しかし率直に申しまして、現在まで政府がとつております観光事業に対する助成策というものは、諸外国がとつておりますものと比べて、必ずしも十分ではないといふことが言えるのであります。このホテル整備法にありましてたとえば固定資産税の軽減につきましては、これは一応市町村税にきめられておりました。市町村で実施することになつておりますが、これなんかにつきましては、法律で一定の率をきめて固定資産税の軽減をやつておるといふ

うなところもあります。結局観光事業をどの程度国策として取上げるかという力の入れ方で、国によつてやり方が違つておる、こういうことです。

それではこれをもつて散会いたします。午後零時三十分散会

○瀧尾委員代理 ちよつと皆さんにお諮りいたします。本日は午後から道路法に関する建設委員会との連合審査があり、もう時間も定刻を過ぎましたので、ホテル整備法に関する御質問は明日の委員会に繰越していただきたいと思ひます。一時からの連合審査はきよう一日だけにしてくれという注文がございまして、道路法は当委員会としても重要問題でございますから、ホテル整備法に関する本日の質疑はこの程度でお譲りを願ひたいと思ひますが、いかがでありますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○瀧尾委員代理 それではさようにとりはからいます。

○瀧尾委員代理 昨日山崎岩男君が委員を辞任せられました結果、理事が欠けましたので、この際理事の補欠選任を行いたいと思ひますが、委員長より指名するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○瀧尾委員代理 それではさようにとりはからいます。

○江崎(一)委員 水先法についていろいろ質疑をやつたのですが、かんじんのところへ行くわけがわからないので、明日はぜひ運輸大臣に御出席を願ひたいと思ひますから、さようおとりはからいを願ひます。

○瀧尾委員代理 承知いたしました。

○瀧尾委員代理 承知いたしました。

○瀧尾委員代理 承知いたしました。

○瀧尾委員代理 承知いたしました。

○瀧尾委員代理 承知いたしました。

○瀧尾委員代理 承知いたしました。

○瀧尾委員代理 承知いたしました。

昭和二十七年五月二日印刷

昭和二十七年五月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷片